

保険証の氏名・性別表記を 変更できます

心と体の性が一致しない「性別不合（性同一性障がい）」などの理由によって、国民健康保険にかかる被保険者証の表面に戸籍上の氏名や性別の記載を希望しない方に対して、普段使用している通称名の記載や、裏面に性別表記した保険証を交付します。

● 氏名の表記変更（通称名の記載） ●

・ 氏名表記は以下のいずれかを選択できます。

表面に戸籍上の氏名と通称名を連名で記載

表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載

● 性別の表記変更（性別の裏面記載） ●

・ 表面の性別欄には「裏面参照」と表記します。

・ 裏面の表記は下記のいずれかを選択できます。

性別：男（女）

戸籍上の性別は男（女）

※戸籍と異なる性別の表記は選択できません。

○ 代理人による申請はできません。

○ 通称名の記載には、性同一性障がいを有することが確認できる診断書や、普段使用している通称名が分かる書類等が必要です。

※ 必要書類の詳細な内容や注意事項等は古賀市ホームページで ご確認いただくか、下記担当窓口までお問い合わせ下さい

【問い合わせ先】 古賀市役所 市民国保課 国保係

TEL：092-942-1193（直通）